

この教材は以下のような形でご利用いただけます

プロジェクターを使っでの集合研修に

- 受講者が他の受講者と学習時間を共有することで、相互啓発を促し、考えるきっかけを作ります
- テーマごとにCASEを分けて収録しており、研修の目的に応じて選択・視聴することが可能です



社内ネットワークでの利用に

- 社内ネットワーク上に登録することで、個人のペースや業務に応じた学習が可能になります



*社内ネットワークでの利用にあたっては、別途ご相談下さい。

「ミニドラマで学ぶ建設業法」価格・動作環境

価格

189,000円(本体180,000円) DVD 1枚
ご利用の手引き(冊子) 付

動作環境

DVD-Video規格(フォーマット)に基づいて制作しているため、DVD-Video規格に対応した再生機で視聴してください。

商品に関するご照会・お申し込みは

※お客様の地域を担当する弊社社員へご連絡いただくか、フリーダイヤルをご利用下さい。

TEL 0120-203-694
FAX 0120-302-640

ホームページからのお申し込みは

<クレジットカードでもお支払いいただけます。>

<http://www.daiichihoki.co.jp>

第一法規 株式会社

本社
東京都港区南青山2-11-17 〒107-8560

北海道支社
札幌市中央区北4条西6丁目毎日札幌会館7F 〒060-0004

東北支社
仙台市青葉区上杉1-6-1 〒980-0011

東京支社・西東京営業所
港区南青山2-11-17 〒107-8560

関東支社
さいたま市浦和区高砂2-3-19 新高砂ビル4F 〒330-0063

信越営業所
長野市岡田町176 〒380-8566

東海支社
名古屋市東区泉1-1-39 〒461-8550

関西支社
大阪市西区新町2-15-24 〒550-0013

九州支社
福岡市中央区大手門3-5-1 〒810-0074

担当



[1001]

ドラマ建設 (025684) 2010.1 SE



第一法規

建設業向けのコンプライアンス映像教材!

ミニドラマで学ぶ
建設業法

監修 財団法人 建設業適正取引推進機構

高田・平光法律事務所 高田 享 弁護士

企画協力 株式会社 竹中工務店

商品構成 DVD 1枚 + ご利用の手引き

このようなニーズにお応えします!

- 建設業法の考え方を浸透させたい!!
- 実務上の留意すべきポイントを把握したい!!
- 元請、下請関係の問題点を学びたい!!
- 現場で使える教材が欲しい!!

トラブルの起こりやすい
元請・下請関係にポイントを絞った
建設業法の基礎知識を
約3分×17本のミニドラマ
で学べる映像教材

映像だからわかる！再現ドラマだからわかる！！ 建設業法の基礎知識をわかりやすく学べる映像教材！！

特徴

- 実際の建設現場や営業現場における問題を17の事例で構成し、ミニドラマで再現
- 「建設業法令遵守ガイドライン(改訂)」(国土交通省 平成20年)等に準拠
- 建設業法の基礎知識の理解と意識付けに最適

国土交通省・業界のガイドライン等に準拠

本商品の収録内容は、建設業における契約・支払等のルールをまとめた「建設業法令遵守ガイドライン(改訂)※」(国土交通省 平成20年)や工事現場におけるルールをまとめた「監理技術者制度運用マニュアル」(国土交通省 平成16年)、これらを解説した「わかりやすい 建設業の元請・下請ルール」(財建設業適正取引推進機構 発行)等に準拠しています。

とりわけ、問題となりがちな、元請・下請関係にポイントを絞ったテーマを選んでおり、建設業界の企業と社員の意識改革を支援するコンプライアンスツールです。

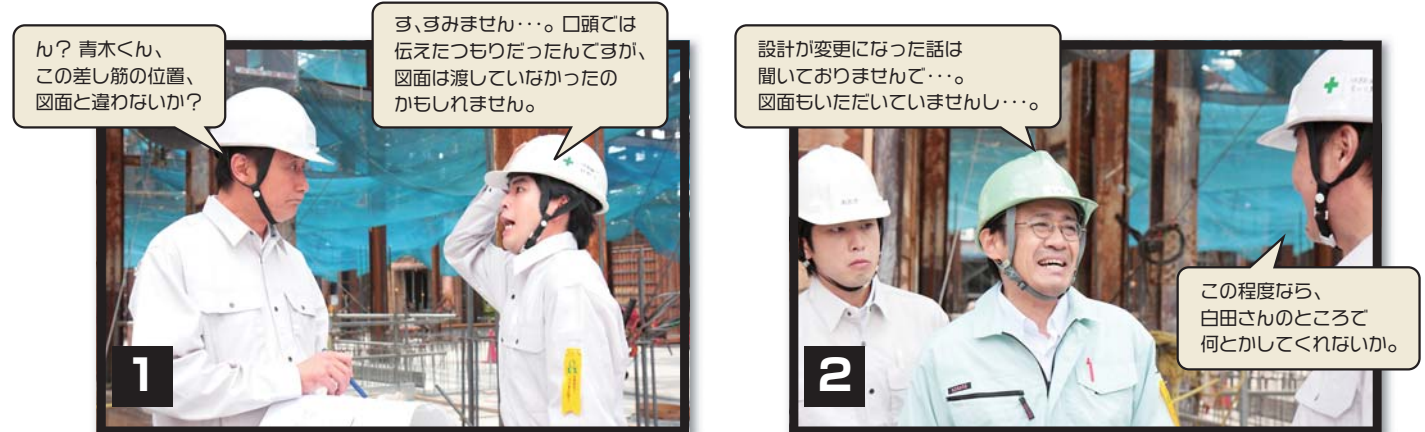


【価格】189,000円(本体180,000円)

※ 建設業法令遵守ガイドライン(改訂) 一元請負人と下請負人の関係に係る留意点：平成20年9月

- | | |
|--|--|
| 1 見積条件の提示
(建設業法第20条第3項) | 6 やり直し工事
(建設業法第18条、第19条第2項、第19条の3) |
| 2 書面による契約締結
2-1 当初契約
(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3) | 7 赤伝処理
(建設業法第18条、第19条、第19条の3、第20条第3項) |
| 2-2 追加工事等に伴う追加・変更契約
(建設業法第19条第2項、第19条の3) | 8 工期
(建設業法第19条第2項、第19条の3) |
| 2-3 工期変更に伴う変更契約
(建設業法第19条第2項、第19条の3) | 9 支払保留
(建設業法第24条の3、第24条の5) |
| 3 不当に低い請負代金
(建設業法第19条の3) | 10 長期手形
(建設業法第24条の5第3項) |
| 4 指値発注
(建設業法第18条、第19条第1項、第19条の3、第20条第3項) | 11 帳簿の備付け及び保存
(建設業法第40条の3) |
| 5 不当な使用材料等の購入強制
(建設業法第19条の4) | |
- 建設業法令遵守ガイドライン(改訂) 一元請負人と下請負人の関係に係る留意点—
国土交通省総合政策局建設業課(平成20年9月)より引用

ミニドラマの流れ 【例】CASE 5 やり直し工事



1 工事中の建設現場を、図面を見ながら確認して回る黒川と青木。そこで黒川は、差し筋の位置が図面と違うことに気づく。

2 下請の白田は設計が変更になったことは聞いていないと主張する。しかし、黒川は、下請の白田にやり直し工事の費用を負担するよう迫る。



3 近くでその一部始終を目撃していた赤峰。何の瑕疵もない白田にやり直し工事の費用を負担させるのはおかしいと、黒川に抗議する。



4 【ナレーション】下請に明確な責任がある場合を除き、「やり直し工事」を行う際には、両者間で十分に協議した上で、基本的に元請が費用を負担する前提で契約を変更しなければなりません。

ポイント解説 CASEごとに、何が問題なのか、どこに注意すべきなのかなど、考え方のポイントを解説しています。また、その根拠法令等も紹介しています。

- ◆「やり直し工事」をせざるを得ない場合のルール
 - ・下請に責任がある場合を除き、費用は元請側が負担
- ◆下請の責任になるケース
 - ・施工が契約書面に明示された内容と異なる場合
 - ・施工に瑕疵がある場合 など

収録コンテンツ 【収録時間：約60分、1CASEあたり約3分】

プロローグ

- | | |
|------------------------------|------------------------------------|
| CASE 1 見積条件の明確化と適正な期間 | CASE 10 無許可業者に下請負する場合の制限 |
| CASE 2 書面による契約の締結 | CASE 11 帳簿の備付けと保存 |
| CASE 3 不当に低い請負代金と指値発注 | CASE 12 監理技術者の設置 |
| CASE 4 不当な使用資材等の購入強制 | CASE 13 監理技術者等の工事現場における専任 |
| CASE 5 やり直し工事 | CASE 14 監理技術者の資格者証と講習修了証の携帯 |
| CASE 6 赤伝処理 | CASE 15 施工体制台帳の整備 |
| CASE 7 工期 | CASE 16 施工体系図の作成と掲示 |
| CASE 8 支払保留と長期手形 | CASE 17 工事現場への標識の掲示 |
| CASE 9 一括下請負の禁止 | エピローグ |

ミニドラマの登場人物紹介

月夜建設株式会社 元請				株式会社星明工務店 下請
■ 黒川只男(50) 月夜建設の工事課長。建設業法に関する基本的な知識は備えているものの、コンプライアンスに詳しいとは言えない。	■ 赤峰律子(30) 月夜建設の中堅社員。いつも周囲のコンプライアンス違反を厳しく指摘している。	■ 青木順太(26) 月夜建設の入社5年目の社員。コンプライアンスはおろか建設業法にも決して詳しいとは言えない。	■ 緑川直孝(49) 月夜建設の営業所長。営業所のコンプライアンス教育に熱心に取り組むも十分に浸透しておらず、頭を悩ませている。	■ 白田安男(48) 星明工務店の工事課長。相手の話に流されやすく、無理を強いられることもしばしば。黒川課長とは20年間の付き合い。